

高知県小学生バレーボール連盟調停委員会会則

高知県小学生バレーボール連盟

目 的

第1条 本会は、高知県の小学生バレーボール選手の保護と、高知県の小学生バレーボール指導者・保護者等による非道徳的行為をなくすこと、及び指導者の救済等を目的とする。

本会が関わる事象

第2条 調停の事象は以下の範囲である

- (1) 高知県小学生バレーボール連盟加盟の選手・指導者の登録・移籍トラブルに関わる事象
- (2) 高知県小学生バレーボール連盟主催の大会参加に関わる事象
- (3) その他、本会での調停が必要と思われる事象

役 員 (委 員)

第3条 本会は次の役員(委員)5名により運営される

- | | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | 委員長 (県小連会長又は副会長) | 1名 |
| 2 | 副委員長 (県小連理事長又は副理事長) | 1名 |
| 3 | 委員 (県小連常務理事互選) | 3名 |

2009・2010年度委員

委員長 濱田 (五百歳)

副委員長 美馬

委員 西内

西村

土岐

委員が討議の対象の場合 () 内の者が交代する。

第4条 各委員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

会 議

第5条 本会は、高知県小学生バレーボール連盟に登録した加盟団体の指導者・チーム関係者及び選手の保護者等の要請を受けて、委員長が召集し、二分の一以上の出席で成立する。

第6条 要請は所定の文書で行われなければならない。

第7条 本会の議決は、全会一致を原則とする。

会 計

第8条 本会の必要経費は、高知県小学生バレーボール連盟本会計予備費を充てる

調停委員会の対応の手順

第9条 調停委員会開催及び決定事項の通達の手順は、以下通りである。

1. 調停に関する要請書受付
2. 調停委員会開催 (受付後2週間以内)
3. 委員長が、調停要請者及び関係者双方に、決定事項を文書によりすみやかに連絡。
4. 事後確認をする。

トラブル継続の場合は、関係チームへの罰則等を常務理事会で検討する

総 則

第10条 会則改正に関しては、高知県小学生バレーボール連盟常務理事会の三分の二以上の賛成がなければならない

付 則 本規則は、2007年 4月 1日より実施する。
2011年 3月11日 一部改訂